

大阪市立歌島中学校 「学校いじめ防止基本方針」

2026年4月

1、いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条より）

- ※1 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒がかかわっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。
- ※2 「心理的または物理的な影響を与える行為」とは仲間外れや集団による無視、身体的な攻撃や金品をたかられたり隠されたりすることなどを意味する。
- ※3 けんか等を除く

尚、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行う事なく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。特定の教職員の判断ではなく、複数の情報を総合して校長が責任をもって判断する。（文部科学省より）

2、いじめ防止の基本理念（2026年度）

～ 傷つけた 自分が言われて 気が付いた ～
いじめ防止ことば より

- いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する
人間関係を重視するのではなく、いじめを行っている子どもとの「人間関係を断ち切る自由」を保障する。安易に仲直りをさせるように指導することや、集団としてのあるべき姿を優先するあまり個人の尊厳を軽視することがあってはならない。
- 被害生徒とその保護者の意見・要望の尊重を第一とする。また、被害生徒とその保護者の「知る権利」に応える。個人情報保護を盾にとっておざなりな調査や不十分な情報提供にとどめることがないようにする。

3、いじめの基本認識

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の重要性を十分に認識し、いじめの特質を深く理解する必要がある。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4、いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

学校長（委員長） 副校長 教頭 学年代表 特別支援学級代表
養護（助）教諭 生徒指導主事 生徒指導部長 スクールカウンセラー

(3) 役割

- ・いじめの未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画、各取り組みのチェック
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し 等

5、いじめの未然防止についての取り組み

<考え方>

「いじめが起こらない学級・学校作り」等、未然防止に取り組むことが重要である。

基本認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち、保護者の意識や背景、学校や地域の特性を把握し、年間を通した予防的・開発的な取り組みを計画実施する必要がある。

また、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを教職員で進めていくことも重要である。

自己有用感の向上は、いじめの増長の防ぎ「安らかな心持ち」を育成するにあたり重要なものであり、他者を認めたり大切にしたりするための根幹である。

(1) 子どもたちや学級の様子を知る

①すべての行事や指導を通して、注意深く観察する

行事や休み時間、部活動での人間関係を学年や学校単位で情報交換し、共有する。

そのためには教職員の気づきが必要である。

同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒達と場を共有することが必要である。

そうすることで、子どもたちの些細な言動を捉えることができ、置かれた状況や心理状態を推し量ることが出来る感性を高められる。

②年2回、春と冬の大規模な生徒アンケートの実施

「家庭訪問事前調査」「教育相談アンケート」を行い、学級や学年また家庭内での悩みや関係性の把握を行っている。同時にいじめアンケートや携帯電話の利用状況調査も行い、包括的に実態や背景を把握する。

(2) わかる授業の推進と学力向上

①『わかる授業づくり』の推進

「わかる授業づくり」のために、年間を通して、校内授業研修会及び他の教員の授業参観を実施し、指導方法の振り返りや教材研究、授業改善に取り組む。

②『学びのある授業づくり』の推進

毎時間、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、達成感や充実感等を獲得させると共に、授業において学び合い活動等の共通実践を実施し、対等で尊重し合う関係を築き、学力の向上とともにいじめの未然防止にもつなげる。

(3) 主体性を持った活動の活性化と充実

①行事の充実・集団行動の定着

下記に示す行事活動において、各係生徒が中心やリーダーとなり主体的に取り組むことで、「やらされる」のではなく「やる」姿勢を身につけると共に、仲間を思いやる姿勢を身につける。

- 1) 一泊移住の取り組み（1年）
- 2) 校外活動（遠足）の取り組み（2年）
- 3) 修学旅行の取り組み（3年）
- 4) 体育大会・文化発表会の取り組み（全学年）
- 5) 球技大会の取り組み（1年・2年）
- 6) 百人一首大会やキャリア教育学習など各学年の取り組み（全学年）

②生徒会活動の活性化

生徒会主体の活動を企画し、全校生共通の問題を提起することで、問題を共有すると共に、解決策を共有する。

- 1) いじめ撲滅運動の実施
いじめ防止標語 いじめゼロの大樹の作成 新しい取り組み 等
各学期に1回行う
- 2) ボランティア活動の実施
ユニセフ募金などを年1回行う 地域への挨拶活動を継続的に行う
- 3) 環境問題への取り組み
SDGsについて学ぶ 等

(4) 命や人権を尊重し豊かな心を育むための道德教育の充実

道徳的判断力の低さや未発達な考え方から起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。

よって、豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ることが求められる。

(5) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

また、すべての教育活動の中で、社会や学校における規範や決まりを守ることの意義を指導し、規範意識の醸成と道徳性・社会性の伸長を図る。

(6) インターネット・携帯電話等におけるいじめの防止

- ①インターネットの特殊性による危険性を教員が十分理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握する必要がある。

SNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導し、授業や集会だけでなく、保護者啓発のためのプリント配布や生徒対象の講話（例：警察や携帯電話各社などの関係機関による携帯安全教室）等を実施する。

個人情報の扱いや、情報モラル教育等も指導を継続して行う。

②保護者に対してフィルタリングの設定や利用に関して、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」について、啓発活動を行う。

③スマホに関する仕様ルールやスローガンを策定する。

6、いじめの早期発見についての取り組み

<考え方>

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、すべての教職員のあいだで情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

<早期発見のための手だて>

①日々の観察

授業以外の時間（休み時間・昼休み・放課後等）に子どもたちの様子に目を配る。

「生徒のいるところには、教職員がいる」ことを目指す。また、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

気になる生徒には、いじめやその他の相談の窓口があることを知らせることも大切である。

②観察のポイント

1年生次…小学校の人間関係から6年ぶりに大きく変化するため、様々な視点が必要である。

- ・中学校になじめず、一人でいる生徒はいないか。
- ・日常のかかわりの中で、力関係が構築され始め、苦しんでいる生徒はいないか。
- ・身体のことや家庭のことを揶揄されている生徒はいないか。

2年生次…学校生活に慣れ、緊張感や配慮が欠ける傾向がある。

- ・同じグループ内でふざけているように見えても、集団対個人である。または立場が一方的になっていないか。
- ・身体接触のある遊びの場合等は、表情は良くても特に注意が必要である。
- ・グループ内での人間関係上の序列はないか。

3年生次…人間関係の成熟や進路によるストレス等で心理状況が複雑化する。

- ・グループの変化や部活動引退による人間関係の変化を読み取る。
- ・授業に積極的に取り組めないなど、投げやりな生徒はいないか。
- ・携帯所持率の増加がみられるため、SNSやネット上のトラブルに注意。

③教育相談

教職員による朝の登校指導から日常の生活の中での声かけ等、子どもたちが日ごろから気軽に相談できる環境を作ることが重要である。

また、学期に最低1回の教育相談週間を設け、全生徒と個人面談を行い、子どもたちの発信する

サインに耳を傾けている。本校では、長期休業明けや家庭訪問の際、または学期途中に実施している。

④いじめ実態調査アンケート

学期に1回以上のアンケートを実施する。実態に応じて随時実施することもある。実施方法については記名・無記名・持ち帰り・オンライン・保護者対象等状況に応じて配慮し実施する。

また、アンケートはいじめ被害の個人特定よりも全体把握の色が強いものにする。

<相談しやすい環境づくり>

子どもたちが教職員や周りの大人にいじめについて相談することは、とても勇気がいることである。いじめている側から「チクった」などといわれて、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し、その対応については細心の注意を払うべきである。対応によっては、不信感を生み、情報が遮断され、いじめが潜在化してしまうことも考えられる。

①本人からの訴え

気持ちや本人が感じたこと、認識している事実を大切にする

疑いや決めつけは捨て、内容に傾聴し、しっかり記録を取る。事実関係を聞くと同時に、心理的受容（それは苦しかったね・そんなことされたのか等）を行う。

安全を最優先し、安心できる環境を作る

まずは、生徒を全力で守る手立てを考えなければならない。「大切なあなたのことをしっかりと守るからね」という姿勢を伝える。

本人の心のケアを行うとともに、時間・場所の確保をし、具体的に心身の安全を保証する。

②周りの生徒からの訴え

いじめの情報を伝えたことにより、その生徒への新たないじめが起こりうることを十分に把握する。それを防ぐため、他の生徒からの届かないところや時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴え

まずは、保護者がいじめについての話題をすぐさま報告できるような日頃からの信頼関係を築くことが大切である。

問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築きにくい。平時のときにこそチャンスである。学校での様子や気になるところ、良いところ、頑張っていること等について連絡することも必要である。

問題が起こった時の対応でも、悪かったところや苦手なところを一方向的に指摘されると保護者は、自分自身のしつけや子育て、頑張りを否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解したうえで、接する必要がある。

7、いじめの早期解決についての取り組み

<考え方>

いじめの兆候を発見した場合は、決して問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを優先的に迅速な指導を行い、解決に向けて、学校全体で組織的に対応することが重要である。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

I、発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、即時・現場でいじめを止める。そして、関係している者に適切な指導を行わなければならない。

直ちに管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を招集する。

①被害生徒・情報提供生徒の安全を確保

被害生徒と加害生徒の事実確認の聞き取りは、必ず別の場所（個室）で行う。

情報を伝えにきた生徒や相談に来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう時間や場所に配慮する必要がある。

安全確保のために、休み時間や登下校、清掃活動時や部活動等の放課後の時間帯においても教職員の目の届く体制を整備する必要がある。

②事実確認と情報の共有

迅速かつ正確な事実関係の把握のために、管理職などの指示のもと、複数人の教職員で対応することを原則とし、随時、教職員間の連携と情報共有を行う。

事実確認においては、人間関係や至った経緯、心情や家庭背景などを含めて事細かに聞き取る。必ず記録を取り、内容に齟齬がある場合は、すり合わせや記憶の整理を促進するなどの対応が求められる。あいづちやオウム返しなど心理的受容のサインや動きを取り入れるなど、スムーズな聞き取りを進めるための工夫が必要である。

また、周囲の生徒や保護者など第3者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

その際、ある程度の実事確認ができた時点で保護者と話をすること。

- ・いつから、どれくらい続いているのか。
- ・誰が誰をいじめているのか。
- ・いじめのきっかけは何か。
- ・どんな被害を受けたのか。内容は。
- ・いつどこで起こったのか。
- ・どのように思っているのか。
- ・これからどう対応してもらいたいのか。

Ⅱ、いじめの対応

①いじめられた生徒の対応

生徒)

- ・秘密を守ること、安全を確保することを伝える。
- ・教職員は解決に向け全力を出すこと、そして必ず解決できるという希望を持たせるような指導を行う。
- ・事実確認と同じタイミングで、苦痛の理解や共有をし、心の安定を図る。
- ・苦痛や失ったものばかりに目がいかないように、仲間や協力者等前向きな援助者がたくさんいることを伝える。

保護者)

- ・事実関係が確認でき次第、家庭訪問や来校面談にて直接伝える。
- ・今後の対応や指導方針、体制などについて協議する。
- ・解決に向けた、取り組みには保護者との連携が不可欠であることを伝え、継続的に協力をお願いする。その際、どんな些細なことでも相談や情報提供をお願いする。

②いじめた生徒の対応

生徒)

- ・心理状況や生活背景、動機や過去の体験など包括的な指導・聞き取りを行うようにする。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることを説明する。
- ・いじめられる側の気持ちや苦痛を認識させる。
- ・教職員は毅然とした対応と粘り強い指導が求められる。

(しかし、孤立感や疎外感を与えないようにすることも大切である。)

保護者)

- ・記録に基づいた正確な事実関係を伝える。
- ・いじめは決して許されない行為であることを伝え、家庭での指導を依頼する。
- ・いじめられた生徒や保護者の苦痛や悲しみを伝え、よりよい解決を図るための協力を依頼する。
- ・いじめた生徒の変容のためのかかわりを共に考え、協働してもらう。

③周りの生徒への対応

- ・いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を、学校全体に示す。
- ・見て見ぬふりをしたり、はやし立てる行為が、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・「いじめる側」「いじめられる側」そして傍観者。という構図ではなく、傍観者から仲裁者への転換の意義を伝える。
- ・当事者だけの問題ではなく、いじめと同じ水平線上には様々な問題があり、いじめ撲滅のためには周りの生徒の正義感、豊かな人間性が欠かせないことを伝える。
- ・道徳教材や体験事例の資料等をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

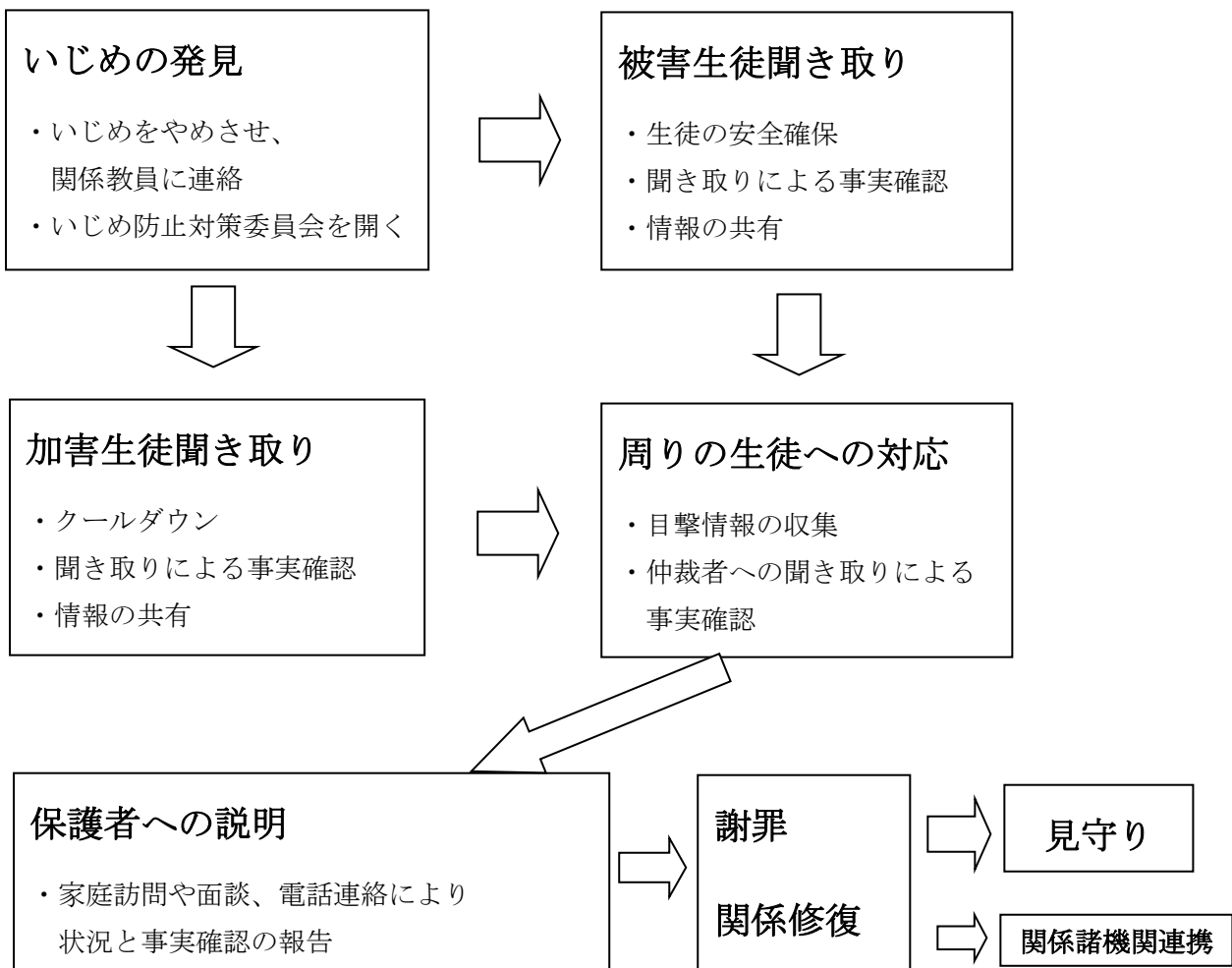
④継続指導

- ・解決がみられた後も、教育相談や日常的な声かけや観察を行い、定期的に継続した指導を行っていく。
- ・原則として、中学校を卒業するまで継続指導を行う。
- ・いじめられた生徒の自尊感情、自己有用感を高めるために声をかけ、認め、褒め、いいところを伸ばしていく指導を行う。
- ・いじめた生徒にもカウンセリングや教育相談などを通して、心のケアを行う。
- ・発生を契機として再発防止・未然防止のために実践計画をたて、いじめのない学校づくりの取り組みを強化する。

⑤関係諸機関との連携

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW等を活用し、いじめを受けた生徒の心のケアを行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

フローチャート図



重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

①重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

生徒や保護者から重大事態である旨の申し立てがあった場合でも教育委員会に報告を行う。

②教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織（第三者委員会）を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8、教員研修

歌島中学校の学校いじめ防止基本方針を活用し、またはいじめ問題に関する研修の伝達研修を通して、いじめ問題についての共通理解を図ることが必要である。

- ・いじめ防止研修を年1回行う。
- ・若手教員を中心として、研究授業を年1回以上行う。
- ・生徒指導力向上の研修を年1回以上行う。
- ・初任者等の若手教員に対して、OJTを円滑に実施する。

OJTとは

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・継続的に指導し、習得させることによって全体的な力量を育成する活動のこと。